質 問 第 一 六 号 昭和五十三年二月二十八日提出

押野電気労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年二月二十八日

衆

議

院

議

長

保

利

茂

殿

Ш 口

提

出

者

大 助

押 野 電 気 労 使 紛 争 に 関 す る 質 問 主 意 書

東 京 都 品品 Ш 区 南 品 川二 丁 目 五. 番二 号 株 式 会社押 , 野 電 気製作 所(以下会社という。) の秋田 工 一場で

 \mathcal{O} 労使 紛 争に 関 次 \mathcal{O} 事 項に 0 **,** \ て 質 問問 する。

会 社 と総 評 全 国 金 属 労 働 組 秋 地 方 本 部 押 野電 気支部(以下支部という。)

合

田

との労使

公紛争に

ζ, て そ \mathcal{O} 経 過 <u>ک</u> 現 状 を 明 5 か に さ れ た

支 部 並 び に 総 評 全 玉 金 属 秋 田 地 方 本 部 。 以 下 秋 田 地 本 とい · う。) などか ら、 法 務 省 人 権 擁

護

局、 秋 田 地 方 労 働 委 員 会、 秋 田 労 働 基 準 監 督 署 な どに不 当 労 働 行 為 労 働 基 準 法 違 反、 人 権 侵

害 な どで 申 <u>寸</u> 申 告 な どが 行 わ れ たとい わ れ て 7 るが、 そ 0 内 容、 進 行 状 況 に 0 ** \ て 明 5 カゝ に

さ れ た

三 秋 田 県警察本部は、 この労使紛争について秋田地方労働委員会で和解が を進め 5 れ、 その第三

口 目 が 昭 和 五. + $\dot{\equiv}$ 一 年 二 月 二 + 五. 日 に 行 わ れ ようとし 7 7 る 前 日 す な わ 5 同 月 + 兀 日 秋 田 地

逮捕したのか明らかにされたい。

本

太

田

信

雄

書

記

長

冏

部

信

勇

執

行

委

員

を

逮

捕

し、

勾

留

L

た

لح

1

わ

れ

て

1

る

が

1

か

な

る

根

拠

で

兀 本 件 逮 捕 に 0 V て 会 社 . 側 は 全 玉 金 属 営労働 組 合に対 L て、 会社として は 告 訴 L 7 は 1 な 7

ま た 和 解 が 進 み、 折 角 まと ま ŋ カコ け 7 1 るときに、 こ の ような逮 捕 は 大 変 迷 惑 で あ る

て き て 1 る と 聞 1 7 1 る が れ が 事 実 لح す れ ば 明 5 か 12 労 働 運 動 12 対 す る 不 . 当 な 弾 圧

1 わ ね ば な 5 な 1 が 警 察 当 局 労 働 省 \mathcal{O} 見 解 を 明 5 カ 12 さ れ た 1

五 同 月 + 五 日 \mathcal{O} 秋 田 地 方 労 働 委 員 会 \mathcal{O} 和 解 で、 寸 体 交 渉 拒 否 \mathcal{O} 不 当 労 働 行 為 12 0 7 7 和 解 が

成 立. L た と 1 わ れ 7 1 る が 警 察 は 右 人 を 依 然 釈 放 せ ず、 さら に 十 二 名 に 及 3 任 意 出 頭 を カン

け た た め、 地 本 支 部 は 態 度 を 硬 化 L て、 追 加 \mathcal{O} 不 当 労 働 行 為、 労 働 基 準 法 違 反などを申 立て

た لح *(*) わ れ て 7 る が そ 0 真 相 を 明 5 カゝ に . され た

六 本件 紛争は、 中 小企業の労使紛争で、これに警察当局が介入することは、 折角 解決の方 向

進 んで いる紛争を拡 大するな 危 険 性をはら み、 中 小 企業その ŧ の の 経営に も大きな影響を与える

と思われる。これに対して、 労働省、 法務省、 警察庁はどのような解決をするの

か

見解、

を明ら

右質問する。

かにされたい。